



日乗連ニュース ALPA Japan NEWS

発行：日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan

Legal 委員会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

E-mail:office30@alpajapan.org

www.alpajapan.org

Date 2012.10.23

No. 36 - 13

働く者の国際基準を知ろう

労働基準後進国日本「ILO 学習会参加報告」

日本はILO(国際労働機関)常任理事国にもかかわらず、労働者保護に関わる重要な条約

<1号/労働時間(1日8時間,週48時間制限)>、<47号/労働時間(週40時間短縮)>、<132号/年次有給休暇>、
<140号/有給教育休暇>などが「未批准」です。

LEG委員会は、JAL 整理解雇に関わる多岐にわたる様々な問題点の職場理解の一助とする為「ILO条約の批准をすすめる会・(財)東京社会医学研究センター・郵政産業労働者ユニオン」主催の「ILO条約を学ぶ連続講座」に参加しました。

1. 学習会概要(全11講座中、5,6,7講座に参加)

第5講座)「労働時間規制とILO条約」講師:(財)東京社会医学研究センター理事 村上氏

- ・「日本における労働時間の現状」として、厚労省発「定期健康診断有所見率」が上がりっぱなしの一方、労働組合組織率下がりはっぱなし。「労働組合団結の拡大が必要。」
- ・ILOの基本は「民主主義の基本」。一人一人の「安全と健康が基本」で、社会・事業においては、「国民の安全と健康」が基本。基本的人権の確立・労働条件の改善・生活水準の向上・経済的、社会的安定の増進に努力。
- ・世界に後れを取る日本の条約批准状況。批准数だけで価値を判断すべきではないが、各国で実際にどのように適応され、また各国の生活水準や労働条件改善にどれほど役だったか、と言う点にこそ条約や勧告の真の意義を見いだすことができる。特徴的「未批准」条約として、132号条約「休暇の長さは1年の勤務につき3労働週を下回ってはならない。年次有給休暇の1つは少なくとも中断されない連続の2労働週であること。」がある。
- ・講師まとめとして「健康を守るためにILO条約の批准が必須で、労働組合はILO批准運動を。(組合方針に掲げている組合がない)」。

第6講座)「ILO条約の活用と労働組合のたたかい」講師:郵政産業労働者ユニオン委員長 廣岡氏

- ・郵政産業労働者ユニオンによる地道なILO活動により、2002年11月結社の自由委員会勧告後の3年間で「中労委救済命令7本、東京地裁判決2本、東京高裁2本、緊急命令5本」を得ることが出来た。
- ・ILO監視による持ち株会社との交渉をILOのバックアップで可能となった。ILO勧告は解決するまでフォローアップ(調査)が続く。

第7講座)「日本航空解雇闘争とILO条約の活用」講師:JAL 不当解雇撤回裁判原告団事務局次長 森氏

(講座内容は次頁2項以下に紹介)



～JAL 整理解雇案件が ILO の監視下に入る～

2. JAL 整理解雇案件にかかわる ILO 勧告の解説

ILO(The Committee on Freedom of Association／結社の自由委員会)は 2012 年 6 月の理事会において以下勧告を Case No.2844 として採択しました。

「a.) 委員会は従業員の人員削減の過程において、労働組合と労働者の継続する代表者が役割を果たせるように、関連する当事者間で協議が実施されることを確実に保証するよう日本政府に要請する。」

解説→ILO は、労働者代表の雇用確保を実現して、有効な交渉を行うことを求めています。

「b.) 整理解雇された労働者 148 人が、2011 年 1 月に会社を相手取り東京地裁に提訴し、労使間に法的拘束力のある雇用契約が存在していることを認めるよう、裁判所に要求していることに注目し、委員会は、当該裁判の結果に関する情報を提供するよう日本政府に要請する。」

解説→国際機関特有の言い回しで、裁判「報告」を求めています。ILO は有効な労使交渉が「実現」に資する判決結果を求めています。

「c.) 再建計画を策定する場合、そのような性質の計画が労働者に及ぼす悪影響を可能な限り最小限に止める上で、労働組合は主要な役割を担う為、委員会は労働組合と十分かつ率直な協議を行うことの重要性を強調する。委員会は日本政府がこの原則が十分に尊重されることを確実に保証するよう期待する。」

解説→解雇の必要性、労働者の人員数、新規採用との関係、それら全ての事が対象とされて協議が開催されるべきことを、日本政府自身の自発的思想と責任において実現するよう要請しています。

同時にこの勧告は、日航案件に適応される勧告ですが、記載形式から見て、日本政府に対してリストラ案件全体にまで配慮を求めた日本の労働者全体に影響を与える勧告となっています。

「d.) (ILO)委員会は、「企業再生支援機構の不当労働行為」について、東京都労働委員会が 2011 年 8 月 3 日に公布した救済命令の破棄を求め 2011 年 9 月 1 日に「会社が東京地方裁判所に提訴した訴訟」の結果に関する情報を提供するよう、日本政府に要請する。

解説→報告させることにより、日本の裁判所判断が ILO によって検証されることとなります。ILO は再生機構の行為を明確に不当労働行為と認定していることが伝わります。

3. JAL 整理解雇案件にかかわる ILO 勧告「発出の意義」

- ・JAL 整理解雇案件が ILO 監視下におかれたこと。
- ・国際基準として遵守が国際機関より求められる。
- ・組合役員の雇用確保を要請し有効な交渉実現を求めている。
- ・有効な労使交渉の実現に資する判決を ILO が求めている。
- ・十分かつ率直な協議の開催設定を政府の責任としている。
- ・再生支援機構の不当労働行為判決の情報提供を求めている。

4. 政府・企業対応の現状

国土交通省(2012.07.23.)→「ILO の勧告については真摯に受け止めている。コメントは控える。」

厚生労働省(2012.07.23.)→「まだ検討していない。政府の対応はしかるべき時期に ILO に報告する。」

日本航空(2012.09.05.組合宛文書)→「ILO 勧告関しては当局の要請に応じて適切に対応。労使協議を通じて妥協に至ることは著しく困難。」